

特定事業主行動計画（第5期）

～ 安心して子育てができる職場環境へ ～

令和7年3月31日

芳賀地区広域行政事務組合長

芳賀地区広域行政事務組合消防長

芳賀地区広域行政事務組合議会議長

芳賀地区広域行政事務組合代表監査委員

◆ 目的

この計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、芳賀地区広域行政事務組合の組合長部局、消防長部局、議会事務局及び監査委員事務局に在籍する職員を対象に、仕事と生活の調和を推進し、かつ、職場及び家庭において子育ての意義についての理解を深めることで、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した対策を計画的かつ着実に推進することを目標としています。

◆ 計画の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とし、必要に応じて見直しを行うものとしします。

◆ 計画の推進

- 1 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各部局の庶務、人事担当者等を構成員とした特定事業主行動計画策定・実施委員会を設置します。
- 2 仕事と子育ての両立等についての相談、情報提供を行う窓口を設置します。
- 3 本計画の実施状況について、年度毎に公表を行うものとしします。

◆ 具体的な取り組み

1 妊娠中及び出産後における配慮

妊娠中及び出産後の職員は、業務軽減、時間外勤務及び深夜勤務の制限、育児時間などについて、労働基準法及び男女雇用機会均等法によって保護されています。

業務分担の見直しを行い、当該職員の健康や安全に配慮し、危険有害業務に就かせないようにしてください。また、本人の希望に応じ、時間外勤務及び深夜勤務を原則として命じないこととしてください。 《一部加筆修正》

2 男性の子育て目標の休暇等の取得促進

(1) 父親となる職員に対し、子どもの出生時に連続5日間程度の休暇を取得するよう働きかけ、必要に応じて職場の中での臨時の応援態勢を作ってください。

《引き続き実施》

(2) 妻の出産に伴う配偶者の特別休暇及び妻が出産する際の子どもの養育のための配偶者の特別休暇等の取得促進について周知してください。 《引き続き実施》

3 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

子どもを持つことになった職員から出生予定日の申し出があったら、育児休業制度について説明するとともに、その職員が実際に育児休業、育児短時間勤務及び部分休業を取得することとなった場合でも、業務に支障が出ないように、人事異動、会計年度任用職員制度の利用による代替要員の確保や業務分担の見直しを検討するなどして、職員が安心して育児休業を取得できるようにしてください。 《引き続き実施》

4 超過勤務の縮減

(1) 職場における常態的な超過勤務は、子育てをする職員の負担となりますので、超過勤務縮減に向けた取組を進め、子育てをする職員が仕事と子育てを両立しやすい環境を整備してください。 《引き続き実施》

(2) 職員一人一人が業務の効率的な運営を心掛けてください。 《引き続き実施》

5 年次休暇の取得の促進

(1) 平成31年4月に労働基準法の改正があり、民間企業等労働基準法の適用がされる者については、年5日の年次休暇の取得が義務付けられているところですが、労働基準法の適用から除外されている職員についても、全員が年次休暇7日以上を取得を目標とし、年次休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めてください。 《引き続き実施》

(2) 子どもの予防接種や学校行事のときに、年次休暇を取得するよう働きかけてください。 《引き続き実施》

(3) 国民の祝日や夏季休暇等と合わせた連続休暇の取得促進を図ってください。 《引き続き実施》

6 勤務地等についての配慮

子の年齢や状況に応じ、仕事と子育ての両立に配慮した勤務地又は職種への異動を命ずることに努めてください。 《令和7年度追加》

7 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正

職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等を是正し、働きやすい職場環境の整備に努めてください。 《引き続き実施》

8 子育てに関する地域貢献活動の支援

職員が子育てのための地域活動に参加、協力することを積極的に支援してください。 《引き続き実施》

9 子どもとふれあう機会の充実

(1) 家庭の日の意義を再認識し、仕事と家庭それぞれを大切にする生活スタイルを実践できるよう意識啓発を図ってください。 《引き続き実施》

※家庭の日

栃木県青少年健全育成条例において、青少年の健全な育成において家庭が果たす役割の重要性について県民の理解を深める日として、毎月第3日曜日を家庭の日としています。

(2) 職員互助会で福利厚生事業を計画するに当たっては、これからも、子どもを含めた家族全員が参加できるような活動を取り入れてください。

《引き続き実施》

◆ おわりに

この計画を実施することによって、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに、これまで以上に貢献できるようになるものと期待します。